

2 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	本事業は、ネパール・ムグ郡における事業対象の公立小中学校において、水衛生環境を整備することを目的とする。 ネパールの小中学校では、水衛生設備や衛生教育の欠如を要因とし、生徒の安全な水衛生環境へのアクセスや適切な衛生行動の不足が課題となっているケースがある。これに対し、2021年3月、グッドネーバーズ・ジャパンは本事業資金により水衛生事業を開始し、ムグ郡における31の小中校を対象にした水衛生事業を展開している。 2年次にあたる本事業では引き続き、水衛生設備の整備・維持管理能力強化および衛生啓発の実施、女性の月経期間隔離に対する啓発活動を通じ、事業対象校において生徒が衛生的な環境のもとで教育を受けられる機会の提供を目指す。
	The purpose of this project is to improve water, sanitation and hygiene (WASH) environment at targeted public elementary and junior high schools in Mugu District, Nepal. The lacking access to safe water, sanitation facilities and hygiene knowledge/practice is an underlying issue for many schools in Nepal. Good Neighbors Japan has had set to start its three-year WASH in school project in March 2021 to address such issue in Mugu District, Nepal. The second phase/year of the project will continue its efforts on the construction of water supply and sanitation facilities and providing hygiene education in schools. The goal of the project continues to aim at the students to fully enjoy improved WASH environment in their schools.
(2) 事業の必要性と背景	(ア) 事業実施国における一般的な開発ニーズ ネパールでは、2022年までにすべての子どもとその家族が、安全かつ持続的な飲料水と衛生サービスへの平等なアクセスを実現することが目的として掲げられており、WASH（基本的な水と衛生、Water Sanitation and Hygiene）へのアクセス向上が国の重要施策とされている。ネパールは、国を挙げたWASH普及プログラムの一環として、学校教育を通じた水衛生環境改善を目指す”WASH in Schools”の展開を図っているが、同国の学校における水供給設備の普及率は47%にとどまっており、近隣のアジア諸国と比較して低い値を示している（WHO, 2018）¹。さらに、学校における衛生教育は十分ではなく、ネパール政府は「ネパール給水・衛生セクター開発計画 2016-2030」において、子どもが適切な衛生行動を行え

¹ WHO (2018), Drinking water, sanitation and hygiene in schools; Global baseline report 2018, Available at: <https://data.unicef.org/resources/wash-in-schools/>

	るよう衛生教育強化の重要性を示している。 山岳地域の一つであるカルナリ・プラデーシュ州は、交通アクセスが悪いことなどを理由に、水衛生設備の供給率が国内で最も低い。このことから、同州において安全な水へアクセスできる人々の割合は 59.5%にとどまる (Government of Nepal, 2019)²。本事業の対象地であるムグ郡はこのカルナリ・プラデーシュ州に位置し、水衛生サービスへのアクセスに課題を抱えている。同郡において安全な飲料水を利用できる人々の割合は 56.6%にとどまるほか、適切なトイレ等衛生施設を利用できる人々の割合は 38.2%と低い値を示している (ICIMOD, 2017)³。 2 年次に当たる本申請事業では引き続きムグ郡における小中学校を対象校とし、水衛生設備整備や衛生啓発促進を通じた水衛生環境の改善を目指す。 (イ) 事業内容の背景 本事業対象地のムグ郡は、ネパール中西部の山岳地帯に位置する。ニーズの高さ・緊急性、活動成果の波及規模を総合的に判断し、当地を事業地として選定の上、2021 年 3 月より学校における水衛生環境の改善事業を実施している。1 年次申請時の現地調査の結果、31 校における飲料水施設、トイレ、手洗い場、ゴミ捨て場の未整備の他、衛生教育の不足が確認され、今日現在においても引き続き同様のニーズを確認している。 現在までの活動成果と進捗：現在の主な成果・活動状況は以下となる。 <u>成果 1 水衛生設備建設：</u> 現在、1 年次建設対象の 11 校において飲料水供給施設、学校トイレ、手洗い設備、および、ゴミ処分設備の建設準備を進行している。建設作業員の組織と技術研修が完了し、現在は順次建設資材の搬入と建設地の土地整備、基礎工事を継続している。全ての建設は 2022 年 2 月中旬までに完了予定である。これにより、水衛生設備を建設する 11 校の生徒、教師、周辺コミュニティ住民約 5,000 人の水衛生設備へのアクセスが向上され、衛生行動が改善される。
--	--

² Government of Nepal National Planning Commission, Central Bureau of Statistics (2019), *Multiple Indicator Cluster Survey*, Available at: <https://www.unicef.org/nepal/media/11081/file/Nepal%20MICS%202019%20Final%20Report.pdf>

³ International Centre for Integrated Mountain Development (ICIMOD, 2017), *Understanding Multidimensional Poverty in 23 Districts of Nepal*. Available at: <http://www.indiaenvironmentportal.org.in/files/file/Understanding%20Multidimensional%20Poverty%20in%2023%20Districts%20of%20Nepal.pdf>

	また、水質検査に関しては、検査キットの購入が完了し、対象校の水源にて、1 回目の水質検査を実施中である。検査結果に問題がある場合には水源の変更をする。これにより、建設する水供給設備の水質や安全性を確認する。 <u>成果 2 水衛生設備管理維持体制強化：</u> 建設する水衛生施設の管理能力を強化するため、教師、保護者を中心とした水衛生委員会を事業対象 31 校に組織し、うち 29 委員会にそれぞれの水衛生環境維持管理活動計画を策定した。9 月中に残り 2 校でも計画策定を完了する計画である。同じく学校周辺のコミュニティ住民から成る飲料水供給設備管理委員会を組織した。当委員会については計 9 つを組織する事を想定していたが、より効果的な水衛生施設維持管理を目指し、建設する各水衛生設備に 1 つとし、計 11 組織を組織した（事業予算内）。また現在、水衛生委員会と飲料水供給設備管理委員会にメンテナンスを含む設備維持管理研修を進めており、10 月中に完了する予定である。 上記を通じ、約 250 名の水衛生委員会メンバーと約 80 名の飲料水供給設備管理委員会メンバーが、各対象校における水衛生設備のメンテナンスや簡易修繕ができるようになる。 <u>成果 3 月経衛生環境改善：</u> 学校が必要とする月経管理備品としてベッド、ナプキン、下着等を調達した。コロナ禍による学校閉鎖の影響で配布に遅れを生じさせたが、8 月以降、学校が再開され、現在、全対象校にて配布を進めている。10 月 6 日までに完了予定である。これにより全 31 校の約 6,000 人の女子生徒が月経期間中、学校内で適切に対処ができるようになり、途中帰宅や欠席日数の削減がなされる。 <u>成果 4 衛生教育：</u> 衛生啓発掲示物（ポスター）のデザインと印刷が完了し、各対象校にて配布・掲示を進めている。啓発内容は適切な手洗いを現地語と絵を使って分かりやすく説明する内容とした。10 月 6 日までに対象 31 校への配布を完了する見込みである。 一方、教師と生徒を対象とした衛生教育については、実施に使用する衛生備品の配布を進めている。また、事業スタッフによる教師への衛生教育トレーニングを 10 月から開始し、このトレーニングを受けた教師による、生徒対象の衛生教育を 11 月より順次開始予定である。 衛生啓発キャンペーンに関しては、水衛生委員会へのキャンペーン実施指導を行っている。指導を元に、現在学校および、周辺コミュニティ 100 名前後を招待した衛生啓発イベント開催を進めてお
--	--

	り、衛生に関するドラマや手洗いデモンストレーションを実施し、11月までに全校で完了する計画である。 学校保護者グループである SMC (School Management Committee)、PTA への衛生啓発トレーニングにおいては、現在、31 校中 29 校の SMC、PTA に対しトレーニングを終えており、9 月中に残り 2 校も完了する予定である。 上記の衛生教育および衛生啓発キャンペーンを通じ、31 校の生徒と教師、並びに周辺コミュニティ住民約 14,300 人の衛生知識と衛生行動の向上に貢献する。 <u>成果 5 地方行政 水衛生環境管理能力強化：</u> 学校における水衛生環境の課題につき、3 つある地方行政 (Municipal Government) のうち、2 つの地方行政と協議を実施した。残り 1 つの地方行政との協議を 8 月に実施予定である。また、事業期間を通じ地方行政と水衛生備品の補充と水衛生施設の維持管理について協議を進めている。 これら地方行政との協議を通じ、事業対象校 31 校における水衛生設備および環境維持管理に関する各校および水衛生委員会との連携と、地方行政による水衛生環境の管理能力向上に貢献する。 <u>実施における課題</u> 事業実施における主な課題として、新型コロナウイルスの感染拡大（第 2 波）による 1 カ月強の移動制限の他、学校閉鎖、現地スタッフの感染（軽度・数日で回復済み）など、一時的に事業開始時期（4～6 月）の障害となった。これに対し、移動制限に関しては、日々のコミュニケーションや作業を可能な限り ICT を駆使し（スカイプやクラウドフォルダ、オンライン承認等を整備）、可能な限り円滑なスタッフ間コミュニケーションとデータ共有を行った。一方、学校閉鎖に関しては、学校が再開次第、早急に活動を実施できるよう調達物の準備を進め、学校等受け入れ側と可能な限り調整準備をした。8 月より学校が再開されると同時に、順調に各活動を展開し、遅れを取り戻している。スタッフの感染に関して、既に該当スタッフは回復しており、他全スタッフのワクチン接種（2 回）も 8 月中に全て完了するようムグ郡現地の医療機関と調整した。また、可能な限り部屋とデスクの距離を開け、換気をしている。上記を踏まえ、事業開始時にコロナ禍による一程度の障害はあったが、事業は進んでいる。事業期間内にて完了予定である。 <u>新たな課題とニーズ</u> ムグ郡現地での事業および現地調査、現地ステークホルダー等との議論の結果、新たなニーズを確認し、本 2 年次より以下の活動
--	---

	を追加する。 <u>ムグ郡コミュニティにおける女性月経期間隔離（チャウパディ）の課題</u> ネパールではチャウパディ（以下、月経期間隔離）と呼ばれる、女性の月経期間を家畜小屋等に隔離する古い慣習がある。これは月経中の女性を不浄、悪運を家に持ち帰るとの考えから⁴月経中の女性は毎月の月経期間中（約1週間）、家族により牛や羊など家畜小屋に隔離される慣習である。隔離期間中は水道やトイレ、電気も無く不衛生な家畜小屋での寝泊を強いられ、肺炎や下痢を始めとした感染症の他、蛇やサソリなど野生動物からの攻撃などによる死亡ケースが毎年報告されている⁵。月経期間隔離は、2005年より違法行為となっている。しかし現行ムグ郡内での事業活動を通じ、コミュニティの殆どの世帯において依然として女性に対する月経期間隔離が行われていることが判明した。これにより、ムグ郡においても多くの女兒や女性は毎月の月経期間中、上記のようなリスクに晒されている。本事業の成果3にて月経衛生対処能力の強化を目的としているが、月経期間隔離行為の減少無くして同成果と事業全体の目標達成は困難であると考え。また、現地行政や他支援団体も月経期間隔離についての取り組みがされていないため、本申請事業2年次より追加する。 本活動では現地政府職員、教師や保護者、コミュニティリーダーを中心とした月経期間隔離に対する教育と啓発活動を通じ、コミュニティの行動変容、ひいては月経期間隔離の実施を削減する。 ●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性 ・目標5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女兒の能力強化を行う」 ターゲット：「5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。」 ・目標6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」 ターゲット：「6.1 2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。」「6.2 2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。」「6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地
--	--

⁴ ActionAid (2021), *Chhaupadi and menstruation taboos*, Available at: www.actionaid.org.uk/our-work/period-poverty/chhaupadi-and-menstruation-taboos

⁵ UNOHCHR (2011), *Chaupadi In the Far West*, Available at: www.ohchr.org/Documents/Issues/Water/ContributionsStigma/others/field_bulletin_-_issue1_april_2011_-_chaupadi_in_far-west.pdf

	域コミュニティの参加を支援・強化する。」				
	ジェンダー平等	環境援助	参加型開発／ 良い統治	貿易開発	母子保健
	1:重要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外
	栄養	障害者	生物多様性	気候変動（緩和）	気候変動（適応）
	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外
参照 1 : https://one.oecd.org/document/DCD/DAC/STAT(2018)9/ADD2/FINAL/en/pdf （43ページ～） 参照 2（防災，栄養，障害者は以下を参照。） https://one.oecd.org/document/DCD/DAC/STAT(2018)52/en/pdf（6ページ～）					
●外務省の国別開発協力方針との関連性 本事業は、ネパールの学校における水衛生環境の改善を通じ、貧困削減に不可欠な教育環境の整備に寄与する。対ネパール国別開発協力方針において、重点分野の一つに「貧困削減及び生活の質の向上」が掲げられていることから、当事業の内容は本方針に沿うものである。					
●「T I C A D VIおよびT I C A D 7における我が国取組」との関連性 地域外につき該当しない					
(3) 上位目標	ムグ郡における事業対象の小中学校 31 校の就学児童・生徒が、衛生的な環境のもとで学校教育を受けられるようになることにより、彼・彼女らの教育へのアクセスが向上する。 （変更理由：本事業における長期的な目標は、学校における水衛生環境の整備により、対象児童・生徒が十分な教育の機会を得られるようになることである。この点が明瞭となるよう、上位目標を修正した。）				
(4) プロジェクト目標 （今期事業達成目標）	ムグ郡における事業対象の小中学校 31 校において、安全な水衛生設備および設備管理組織が整備され、生徒・保護者・周辺住民の衛生行動が改善される。 2 年次対象 10 校において水衛生設備が整備され、対象小中学校 31 校の生徒および周辺住民の衛生知識と行動、水衛生設備管理体制が一層強化される。				
(5) 活動内容	対象となる小中学校において下記の活動を実施する。活動期間は 3 年間とする。				

■1 年次より開始する活動■

活動 1：水衛生設備を整備する。

1-1 水衛生設備を建設する。[1～3 年次]

1-1-1 飲料水供給設備を建設する。

生徒および対象校の周辺住民が安全な飲料水を得られるよう、各校に飲料水供給設備を建設する。当設備は、既存の湧水をタンクに貯め、タンクからパイプ・水栓を通して水を供給する仕組みを有する。また、取水する原水に不純物が混ざるリスクを排除するため、ろ過器（バイオ・サンド・フィルター）を設置する。ろ過器の設置により浄水能力を高め、より飲用に適した水質を確保する。

1-1-2 トイレを建設する。

各校に男女別トイレを建設し、ジェンダーに配慮した衛生環境を整備する。建設数について、各校に男女別トイレを各 1 棟ずつ建設し、各棟につき 3 基（和式 2 基・洋式 1 基）、男女計 6 基のトイレを整備する。建設するトイレは排水設備を有しており、手洗い場が内設する。また、スロープや手すりが整備されたバリアフリー構造とする。なお、これらの仕様は、ネパール教育省の建設規格に準拠している。

1-1-3 ゴミ処分設備を整備する。

清潔な環境が保たれるよう、各校にゴミ処分設備を整備する。当設備の建設により、学校で排出されるゴミの適切な分別貯留・焼却処分がなされる。

各事業年次における上記水衛生設備（飲料水供給設備、トイレ、ゴミ処理設備）の建設対象校数は下表のとおりである。2 年次、3 年次の建設数を調整したが、3 年間における建設数は 31 校となり、当初の目標から変更はない。

	1 年次	2 年次	3 年次
飲料水供給設備（各校 1 基）	11 校	当初 13 校 2 年次変更 後 10 校	当初 7 校 2 年次変更後 10 校
トイレ（各校男子用・女子用 各 3 基）			
ゴミ処分設備（各校 1 基）			

建設工事の着工にあたり、建設する各校それぞれに学校周辺コミュニティより選出する建設委員会 (construction committee) を組

	織し、同委員会メンバーを対象とした飲料水供給設備・トイレ・ゴミ処分設備の建設技術習得のためのトレーニングを実施する。メンバーは一程度の建設経験を有する人材を採用し、トレーニングは、本プロジェクトのエンジニアスタッフと地方行政との協働により 7 日間実施する。本トレーニングを実施することで、人員が本事業の建設における一定レベルの経験と技術を習得することを目的としており、それを通して建設される設備の質が保証される。また、建設会社を使用せずコミュニティから成る同委員会が直接建設することにより、現地への技術移転と、各学校コミュニティ内の修繕維持能力向上に寄与する。 なお、トレーニング参加者の飲食費、文房具費、交通費は参加者自己負担とせず、支給することにより、経済的理由等からトレーニングに参加できない者が出ることを防ぐ。 1-2 水質検査を実施する。[1～3 年次] 飲料水供給設備から得られる水の安全性を確認するため、設備建設中から水質検査を定期的実施する。検査にはフィールドキットを用い、学校関係者および地方行政との協働により各飲料水供給設備につき建設中に一度、建設後は 6 か月に一度行う。 上記設備の建設期間中は現地スタッフが一週間に二度現場を訪問し、施工進捗状況の把握と管理にあたり、建設工事の円滑な実施に努める。また、支援対象校の代表者と覚書を締結し、建設期間中の安全管理に関する協力を取り付ける。 活動 2：水衛生設備の維持管理能力向上を図る。 2-1 水衛生委員会を組織し、水衛生設備管理にかかる組織能力を強化する。 2-1-2 水衛生委員会が水衛生設備（飲料水供給設備・トイレ・ゴミ処分設備）の簡易的なメンテナンスを行えるよう、トレーニングを実施する。[1～3 年次] トレーニングは事業スタッフが、各水衛生委員会につき年に 2 回行う。なお、トレーニング参加者の飲食費、文房具費は参加者自己負担とせず、支給することにより、経済的理由等からトレーニングに参加できない者が出ることを防ぐ。 [2 年次より変更：1 年次で技術と知識をトレーニングし一程度の効果が上がる為、2 年次は主に再復習(refresher training)が主なトレーニング内容になる。よってトレーニング効率を考慮し、水衛生委員会
--	--

	へのトレーニングを年1回に変更する] 2-2 飲料水供給設備管理委員会をコミュニティに組織し、飲料水供給設備のメンテナンス方法を指導する。[1～3 年次] 対象校に建設された飲料水供給設備は周辺コミュニティの住民も使用することから、当該設備の簡易的なメンテナンスを担う委員会を対象のコミュニティに組織する。委員会は対象校の所在する3地域に各3つ(計9つ)組織し、メンテナンス方法の指導は各委員会につき10人のメンバーに対し、事業スタッフが年に一度行う。メンテナンス方法指導は半日以上を要するため参加者に飲食費を支給し、トレーニングへの始終の参加を徹底させる。 飲料水供給設備のメンテナンスは当委員会および前出の水衛生委員会が行うが、飲料水供給設備管理委員会は、原水の場所から学校までの学校敷地外に敷設されるパイプ等のメンテナンスを行い、水衛生委員会は、学校敷地内の設備のメンテナンスを行うことで、両者の役割を棲み分ける計画である。なお、メンテナンスにかかる費用は地方行政が担保することが求められるため、学校や住民による負担はない。 [2 年次より変更：事業地が広大であることから、効率的な設備管理をするため、各衛生設備建設校につき1つ組織し、より身近なコミュニティによる維持管理がされるようにする] 活動3：対象校の月経衛生対処能力を向上させる。 3-1 月経衛生設備・備品を整備する。[1～3 年次] 月経に伴う体調不良やトラブルに対処できる環境を整備するため、対象31校にベッドと担架を各1台、月経衛生用品として使い捨てナプキンを各校につき100パック、ショーツを各校につき10枚、月経衛生用品を保管する棚を各校につき2台供与する。また、2年次以降は各校に対し、1年次供与数と同数の月経衛生用品を補充する。 [2 年次より変更：供与備品について、1年次事業開始後に実施した各校の状況調査および、各校と月経衛生設備・備品に関する協議をした結果を反映させ、ナプキンを各校に50パック、ショーツを各校につき30枚、棚を1台に変更する] 活動4 衛生啓発を実施する。 4-2 教師への衛生教育トレーニングを実施する。[1～3 年次] 4-2-1 教師が生徒に対し適切な衛生教育を施せるようトレーニングを実施する。 トレーニングの主な目的は、公衆衛生・月経対処に関
--	--

	する知識の教授や、水衛生環境整備の効果・水衛生環境保持における教師の役割の啓発である。 地方行政と当団体の協働により 3 日間のトレーニングを年に 2 回実施する。各回につき各校一名の教師が参加することとし、計 62 名の教師がトレーニングを受ける。また、6 か月に一度当団体スタッフがフォローアップのトレーニングを行うとともに、教師が当団体スタッフの指導のもと生徒へ衛生教育を施せるよう支援する。なお、トレーニング参加者の交通費、飲食費、文房具費は参加者自己負担とせず、支給することにより、経済的理由等からトレーニングに参加できない者が出ることを防ぐ。 [2 年次より変更：1 年次のトレーニングにて教師は衛生・水衛生環境保持に関する知識を身につけ一程度の効果を上げるため、2 年次以降のトレーニング内容は 1 年次の再復習 (refresher training) が主になる。よって研修効率を再検討し、年 2 日間のトレーニングを 1 回、各校より 2 名の教師を対象に変更する。これにより 31 校合計 62 人の教師がトレーニングを受け、当初計画と同じ成果となる] 4-2-2 教師が生徒へ衛生教育を実施する。 トレーニングを受けた教師が、実際に生徒へ衛生教育を行う。その際、生徒が衛生行動を実践的に習得できるよう、衛生備品として爪切り、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉各一個を各生徒に年に一度配布する。生徒への衛生教育は、各校 2 か月に一度実施する。 4-3 衛生啓発キャンペーンを実施する。 参加型・体験型のキャンペーンを開催することにより、受益者が衛生知識を主体的に体得することを目的とする。受益者は、衛生意識を向上させる内容の演劇やクイズ、標語作成に参加する。なお、参加者の飲食費、文房具費は参加者自己負担とせず、支給することにより、経済的理由等から本イベントに参加できない者が出ることを防ぐ。 4-3-1 a) 生徒を対象とした衛生啓発キャンペーンを開催する。 [1～3 年次] 世界トイレの日、世界水の日、月経衛生の日等の衛生啓発に関連する国際デーに合わせて毎年実施することにより、生徒らの衛生意識向上に対する動機づけを促す。キャンペーンは全生徒を対象に、各校につき年に一度実施する。
--	--

	b) 水衛生委員会が衛生啓発キャンペーンを主催することを目的とし、キャンペーン実施指導を行う。[1～2年次] 指導は事業スタッフが各水衛生委員会につき2度、キャンペーン開催前に実施する。なお、参加者の飲食費、文房具費は参加者自己負担とせず、支給することにより、経済的理由等から本指導に参加できない者が出ることを防ぐ。 [2年次より変更：水衛生委員会への指導は1年次に一程度の効果を上げ、ある程度自ら実施が出来るようになった。このため、2年次は主に再指導(refresher training)となるため、2年次からは1回とする] 4-3-2 学校周辺コミュニティの住民を対象とした衛生啓発キャンペーンを開催する。[1～3年次] 対象校の周辺コミュニティの衛生意識向上を目的とし、手洗いの実演等実践的な内容を核とした衛生啓発イベントを各校につき毎年一度開催する。対象者数は各校につき100人とする。 4-4 チャイルド・クラブによる衛生啓発活動を促進させる。[1～3年次] 学校の水衛生環境の保全に貢献することを目的とした生徒30名によるチームを、各校のチャイルド・クラブの中に組織する。チームの一員となった生徒は、演劇による実演等を通じ水衛生設備の清潔な利用や校内の美化等の促進を率先して他生徒に促すとともに、校内の水衛生環境の状況を定期的に教師に報告する役割を担う。チャイルド・クラブのメンバーが適切な衛生知識を習得するため、各校につき年に一度2日間のトレーニングを事業スタッフが行う。なお、トレーニング参加者の飲食費、文房具費は参加者自己負担とせず、支給することにより、経済的理由等からトレーニングに参加できない者が出ることを防ぐ。 [2年次より変更：1年次事業開始後に実施した各対象校にける状況調査の結果、現在、ムグ郡各校のチャイルド・クラブ人数は平均13名（11名や20名の学校もあるが、平均は13名）であることが分かった。よって2年次には各校のチャイルド・クラブ約13名の生徒によるクラブを各校に編成する。また、チャイルド・クラブへのトレーニングは1年次に一程度の効果を見込んでおり、2年次は主に再指導(refresher training)
--	--

	となる。よって2年次より1日に変更し、再トレーニング(refresher training)を実施する] 4-5 生徒の保護者の衛生意識を向上させる。[1～3年次] 4-5-1 既存の保護者委員会である SMC(School Management Committee)および PTA が学校における水衛生環境改善および衛生啓発促進の一端を担うことを目的とし、水衛生環境の整備と適切な衛生行動の重要性に対する理解が促進するためのトレーニングを事業スタッフが行う。トレーニングは各学校保護者会のメンバー15 名に対し年に一度行う。なお、トレーニング参加者の飲食費、文房具費は参加者自己負担とせず、支給することにより、経済的理由等からトレーニングに参加できない者が出ることを防ぐ。 4-5-2 生徒と保護者を対象とした衛生セミナーを開催する。 子どもの適切な衛生行動の定着に対し保護者が当事者意識を持つことを目的とし、適切な衛生行動の重要性および習慣づけに対する子どもへのサポートを促す内容のセミナーを事業スタッフが開催する。対象の保護者数は各校につき30名とし、各校につき年に4回実施する。なお、セミナー参加者の飲食費は参加者自己負担とせず、支給することにより、経済的理由等からセミナーに参加できない者が出ることを防ぐ。 活動 5：学校の水衛生環境管理にかかる地方行政の能力向上を図る。 [2年次より変更] 5-1 1年次において、活動5-1「水衛生委員会と地方行政による定期ミーティングを実施する」および活動5-2「学校における水衛生備品の補充にかかる予算確保に関して地方行政と定期ミーティングを実施する」について、別々のミーティングを行っている。しかし現地政府担当者が同じであることから、2年次以降は5-1と5-2を統合させる。事業対象3地域の各地方行政とは半年に一度、学校における水衛生環境の協議と衛生備品、および建設施設の点検、維持管理に関し協議をする。[2～3年次] ■2年次より開始する活動■ 活動3：対象校の月経衛生対処能力を向上させる。 3-2 女子生徒に対し布ナプキンの縫製方法を指導する。[2～3年次] 対象地域は地理的環境により使い捨てナプキンを入手しづら
--	---

	いたため、女子生徒に布ナプキンの縫製方法を指導する。指導は事業スタッフで指導経験の有する者が行い、各校につき 80 人の適齢の女子生徒に対し、各校において 2 日間実施する。また、指導方法享受のため、女子生徒への指導時には各校 2 名の教師が同席する。 [2 年次変更：当初想定していた対象生徒は初潮前の 3 年生から 8 年生の女子生徒であったが、学校側との協議の結果、6 から 8 年生を対象とする事に調整した。これにより各校 40 名の小グループ化、かつ一番必要とする女子年代に対し、より効果的に縫製方法を指導できる。また、人数を少なくしたことにより、指導日数を 2 日間から 1 日に変更する。] [2 年次追加活動] 3-3 ムグ郡で幅広く行われている月経期間隔離（チャウパディ）に対する教育・啓発を 2 年次より追加する。この活動を通じ、対象校の女子生徒および学校周辺コミュニティにおける月経期間隔離を削減する。詳細として、啓発教育に関するマニュアルの作成と、コミュニティ、学校、現地政府職員に対して啓発教育を実施する。各学校コミュニティから啓発教育を普及するトレーナーを育成(Training of Trainers- ToT)し、彼・彼女らが自身のコミュニティに対し啓発教育を展開する。[2 ～3 年次] 対象となる学校および学校コミュニティは 2 年次、3 年次で以下となる。 ・ 2 年次 16 校 ・ 3 年次 15 校 3-3-1 対象学校コミュニティ住民および現地行政、学校教員を対象とした月経期間隔離に関する課題の共有・協議と、啓発教育のマニュアル内容を定める。合わせて啓発教育トレーナーの選出をする。各学校コミュニティより 3 名（コミュニティリーダー、コミュニティ保健担当者、学校教員）を選出する。 3-3-2 啓発教育マニュアルを策定する。内容は現地行政保健担当と共同で策定し、月経期間隔離が抱える様々な課題（衛生・月経、人権、法律）についての啓発内容と、啓発教育方法を含める。 3-3-3 選出されたトレーナーに対し、マニュアルに準じた ToT 研修を行う。トレーナーの交通費、飲食費、文房具費は参加者自己負担とせず、支給することにより、経済的理由等からトレーニングに参加できない者が出ることを防ぐ。研修を受けるトレーナーの人数は 2
--	--

	年次、3 年次合計で以下となる。 ・ 2 年次 3 人 x16 校＝48 人 ・ 3 年次 3 人 x15 校＝45 人 3-3-4 トレーナーによる啓発教育セッションの実施サポート（会場手配調整、受講者調整等）をする。会場は学校等を使用し経費は掛からない。セッション受講者は各学校コミュニティから 30 人を招待する。トレーナーおよび受講者の交通費、飲食費、文房具費は参加者自己負担とせず、支給することにより、経済的理由等からトレーニングに参加できない者が出ることを防ぐ。 3-3-5 月経期間隔離啓発用ポスターの作成と公共施設（役場、学校、保健・医療施設等）への掲示をする。 活動 4：衛生啓発を実施する。 4-2-3 学校主体の衛生教育実施を支援する。[2～3 年次] 前年開始の活動 4-2 で衛生教育トレーニング受けた教師が主導して生徒へ衛生教育を施せるよう支援する。1 年次と同様に各校につき 2 か月に一度衛生啓発に関する授業を行うが、授業計画・要領はすべて教師主体で作成するとともに、実際の授業も教師が主導で実施することとする。事業スタッフは授業内容に対する臨機のサポートおよびフィードバックを提供する。 [2 年次追加活動] 活動 5： 学校の水衛生環境管理にかかる地方行政の能力向上を図る。 5-2 地方行政による定期的な訪問・モニタリングが行われておらず、学校における水衛生環境が十分に把握されていない。これにより現存の学校における水衛生施設の修繕や清掃状況、衛生備品の整備など、水衛生環境管理が適切に実施されていない。このため、本申請 2 年次より、活動 5-1 の地方行政との協議ミーティングに合わせ、各地方行政担当者と建設する水衛生設備のモニタリング訪問を実施する。また、訪問先にて設備の点検作業を実演する。実際の施設モニタリングと点検作業の実演を通じ、建設する水衛生設備の認知と維持管理、その費用支出の必要性に対する認識を強化させ、各地方行政による水衛生設備維持管理の計画策定に繋げる。また、計画策定には年間の想定維持管理費用の概算が必要であるため、事業スタッフにより建設する各水衛生設備の年間維持管理費用を算出し、策定の後押しをする。
--	---

	本モニタリングでは、地方行政官がそれぞれ 3 つの担当地域を訪問しモニタリングする予定であるが、各事業対象校の移動に時間を要することや、モニタリング会議が長時間に及ぶことが想定されることから、円滑な会議のため、食事を提供する。[2～3 年次] ■3 年次より開始する活動■ 活動 4：衛生啓発を実施する。 4-3 衛生啓発キャンペーンを実施する。 4-3-1 c) 1-2 年目の活動 4-3-1 b) で指導を受けた水衛生委員会が主導して衛生啓発キャンペーンを開催できるよう支援する。キャンペーンの主催者として、実施内容の決定から開催までの一連の工程を水衛生委員会が担うこととし、事業スタッフは臨機のサポートおよびフィードバックを提供する。 活動 5：学校の水衛生環境管理にかかる地方行政の能力向上を図る。 5-3 建設された水衛生設備の定期的な設備点検が行われるよう、政府による設備モニタリング体制の強化を図る。 水衛生設備の点検箇所および点検頻度を取り決めることを目的とし、地方行政との協議を 3 か月に一度実施する。また、地方行政関係者同行の上、実際の設備点検を 6 か月に一度実施する。 [削除] 活動 5-1 および 5-2 を通じ、現地行政による水衛生設備の点検箇所、頻度を取り決める。また、5-2 にて実際の設備点検を地方行政職員と実演する。これにより上記 5-3 の活動がカバーされるため削除する。 直接裨益人口：対象の小中学校 31 校における生徒、教師、保護者、コミュニティ住民約 14,300 人（1 年次、2 年次、3 年次を通じて同じ） 内訳：生徒 10,150 人・教師 200 人・保護者 850 人・コミュニティ住民 3,100 人 間接裨益人口：対象の小中学校 31 校における教師、生徒の家族、周辺住民約 102,000 人（1 年次、2 年次、3 年次を通じて同じ）
--	---

(6) 期待される成果と成果を測る指標	<2 年次> ※2 年次以降に水衛生設備の建設が行われる対象校については、前年までに建設が完了した他校の設備を使用して維持管理トレーニングを行うなどの対応をとる予定である。 成果 1: 事業対象の小中学校 13 校において水衛生設備が整備され、受益者の安全な水衛生サービスへのアクセスが向上する。 [変更: 10 校] 【指標】 13 校の生徒が安全な飲料水、トイレ、ゴミ処分設備を利用できるようになる。(確認方法: 学校への聞き取り調査 (Key Informant Interview (KII)⁶)、建設レポート) [変更: 10 校] 成果 2: 学校における水衛生設備の維持管理能力が改善される。 【指標】 水衛生委員会およびコミュニティの飲料水供給設備管理委員会による簡易的なメンテナンスが 3 か月に一度行われる。(確認方法: 学校への聞き取り調査 (KII)) 成果 3: 女子生徒が月経に伴う問題に自らで対処できる方法を身につける。 【指標】 ①対象のすべての女子生徒が、布ナプキンの正しい縫製方法の習得度合いを測るテストで 80%以上(※) 正答する。(確認方法: 習得状況確認ペーパーテスト) ※最低限習得していなければならない知識があるといえる合否ラインを 100 点満点中の 80 点に設定して試験を作成するため、当数値を設定した。 [追加] ②対象女子生徒の 60%が家庭において月経期間隔離がされず、月経期間中も学校に支障が無く通っていると答える。(保健の専門経歴の現地スタッフと現地行政保健担当部署への聞き込みにより 90%以上の世帯が月経期間隔離を実施していると推測しているため、月経隔離非実施世帯は現状推測 10%である)。(確認方法: 女子生徒対象アンケート調査)
----------------------------	---

⁶ Key Informant Interview (KII): 主要ステークホルダーとのフォーマルな協議を通じ、事業成果の他、課題、学び、ベストプラクティスを含め、幅広い質問と協議をし、詳細な事業評価に関する情報を得る手法。評価の偏りが出ないよう様々な立場の人を選出し、例として校長、水衛生委員会、チャイルド・クラブ、保護者、コミュニティリーダー、地方行政官等、複数人と実施し、報告書にまとめる。

	成果 4：学校主導による適切な衛生教育が普及する。 【指標】 教師主体の衛生教育が施され、生徒の衛生に関する知識レベルが前年より 30%以上向上する。(確認方法：生徒に対する知識習得状況確認テスト) 成果 5：学校の水衛生設備管理にかかる地方行政の協力体制が強化される。 【指標】 水衛生設備管理に関する学校からの支援要請への地方行政の対応頻度が、事業開始時より増加する。(確認方法：学校への聞き取り調査(KII)) <3 年次> 成果 1：事業対象の小中学校において水衛生設備が整備され、受益者の安全な水衛生サービスへのアクセスが向上する。 【指標】 ①7 校の生徒が安全な飲料水、トイレ、ゴミ処分設備を利用できるようになる。(確認方法：学校への聞き取り調査(KII)) [変更：10 校] ②対象 31 校の生徒が安全な水衛生設備を利用できるようになり、水因性疾病によるひと月あたりの欠席日数が事業開始時より減少する。(確認方法：生徒へのアンケート調査) 成果 2：学校における水衛生設備の維持管理能力が強化される。 【指標】 水衛生委員会およびコミュニティの飲料水供給設備管理委員会により水衛生設備が適切に維持管理され、簡易的な故障が原因で水衛生設備を使用できない期間が月に 3 日以内となる。(確認方法：学校への聞き取り調査(KII)) 成果 3：対象校における月経衛生環境が改善する。 【指標】 ①月経教育が学校の衛生教育カリキュラムに組み込まれ、視覚教材およびトレーニングを受けた教師からの教育を受けることにより、月経についての理解度を測るテストで女子生徒の正答率が 80%以上(※)となる。(確認方法：学校への聞き取り調査(KII)・女子生徒への理解度確認テスト) ※最低限習得していなければならない知識があるといえる合否ラインを 100 点満点中の 80 点に設定して試験を作成するため、当数値を設定した。
--	---

	②月経に伴う問題を要因とするひと月あたりの女子生徒の欠席日数が事業開始時より減少する。(確認方法：女子生徒へのアンケート調査) [追加] ③対象女子生徒の 70%が家庭において月経期間隔離がされず、月経期間中も学校に支障が無く通っていると答える。(確認方法：女子生徒対象アンケート調査) 成果 4：学校コミュニティにおいて衛生教育が普及し、裨益者の衛生行動が改善する。 【指標】 トレーニングを受けた教師による衛生教育および衛生啓発キャンペーンの実施前後と比較して、石鹼を使用した適切な手洗いをトイレの使用後・食事前に実践する生徒の数が 70% (※) 増加する。(確認方法：生徒へのアンケート調査・手洗い回数チェックリスト) ※当団体の現地アライアンス団体による衛生啓発活動経験から向上率を想定し、当数値を設定した。 成果 5：学校の水衛生設備管理にかかる地方行政の能力が強化される。 【指標】 地方行政による水衛生設備の設備点検が定期的に行われ、メンテナンス不備による設備の故障頻度が事業開始時より減少する。(確認方法：学校への聞き取り調査(KII))
(7) 持続発展性	(1) 学校コミュニティのみで適切な水衛生環境を維持できる。 水衛生設備の建設にあたり、学校コミュニティの住民が建設活動に参加することで、完成した設備に対する修繕技術の習得(技術移転)およびオーナーシップ意識の高まりが期待される。また、それら活動に従事した住民をはじめとした学校コミュニティや、本事業で組織する水衛生委員会と飲料水供給設備管理委員会が設備のメンテナンス方法を習得・実践し、自らで維持管理を行うことが可能となる。これにより、事業終了後も受益者が長年に渡り水衛生設備を利用できるようになることを目指す。 (2) 衛生啓発が継続的に普及する。 教師や水衛生委員会が正しい衛生啓発を提供できる能力を習得することで、事業終了後も衛生啓発活動が継続的に実施され、生徒のみならず彼らを取り巻くコミュニティ全体の衛生行動が改善することを目指す。また、衛生啓発活動にかかるマニュアルや活動計画を整備することにより、同活動が外部者の介入を受けず、長期的に実践されていくことが期待される。

	(3) 現地地方行政との協力体制が構築される。 設備の修繕や衛生用品の備蓄などの経費負担が生じた場合に備え、各地方行政との定期的な会合を通じて、学校の水衛生設備をはじめとした衛生環境の維持に対する地方行政による資金協力を働きかけていく。加えて、地方行政担当官による各事業地のモニタリング・訪問を定期的に設定し、設備の現状共有・点検を実施する。これにより、水衛生設備の必要性を地方行政自らが認識し、彼らによる積極的な協力を得られやすい環境を整備していく。 これらを通じ、地方行政と学校間で水衛生サービスが持続的に普及する体制が構築されることを目指す。
--	--